イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　24,900点
ロ　イ以外の場合　18,300点
2　坐位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号Ｋ５５２－２に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（１に掲げる場合を除く。）
イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　16,600点
ロ　イ以外の場合　12,200点
3　１若しくは２以外の心臓手術が行われる場合又は伏臥位で麻酔が行われる場合（１又は２に掲げる場合を除く。）
イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　12,450点
ロ　イ以外の場合　9,150点
4　腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合（１から３までに掲げる場合を除く。）
イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　9,130点
ロ　イ以外の場合　6,710点
5　その他の場合
イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　8,300点
ロ　イ以外の場合　6,100点
注１　一の当該全身麻酔において複数の項目に係る手術等が行われる場合には、最も高い点数の項目により算定する。
2　全身麻酔の実施時間が２時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　１に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　1,800点
ロ　２に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　1,200点
ハ　３に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　900点
ニ　４に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　660点
ホ　５に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　600点
3　酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。
4　硬膜外麻酔を併せて行った場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　頸・胸部　750点
ロ　腰部　400点
ハ　仙骨部　170点
5　注４について、硬膜外麻酔の実施時間が２時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、注４のイからハまでに掲げる点数にそれぞれ375点、200点、85点を所定点数に加算する。
6　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行った区分番号Ｄ２２０に掲げる呼吸心拍監視の費用は、所定点数に含まれるものとする。
7　心臓手術が行われる場合又は別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠動脈疾患若しくは弁膜症のものに行われる場合において、術中に経食道心エコー法を行った場合には、術中経食道心エコー連続監視加算として、880点を所定点数に加算する。
8　同種臓器移植術（生体を除く。）の麻酔を行った場合は、臓器移植術加算として、15,250点を所定点数に加算する。
9　区分番号Ｌ１００に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、45点を所定点数に加算する。
10　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔鏡下手術（区分番号Ｋ６７２－２に掲げる腹腔鏡下胆嚢摘出術及びＫ７１８－２に掲げる腹腔鏡下虫垂切除術を除く。）が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を所定点数に加算する。
Ｌ００８－２　低体温療法（１日につき）　12,200点
注１　低体温療法を開始してから３日間に限り算定する。
2　心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して低体温療法を開始した場合は、低体温迅速導入加算として、5,000点を所定点数に加算する。
Ｌ００８－３　経皮的体温調節療法（一連につき）　5,000点
Ｌ００９　麻酔管理料(Ⅰ)
1　硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合　200点
2　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合　900点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第６条の６第１項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。）が行った場合に算定する。
2　１について、帝王切開術の麻酔を行った場合は、700点を所定点数に加算する。
3　区分番号Ｌ０１０に掲げる麻酔管理料(Ⅱ)を算定している場合は算定できない。
4　区分番号Ｋ０１７、Ｋ０２０、Ｋ１３６－２、Ｋ１５１－２、Ｋ１７５の２、Ｋ３７９－２の２、Ｋ３９５、Ｋ５５８、Ｋ５６０の３のイ、Ｋ５６０の３のロ、Ｋ５６０の３のハ、Ｋ５６０の５、Ｋ５７９－２の２、Ｋ５８１の３、Ｋ５８２の３、Ｋ５８４の２、Ｋ６０５－２、Ｋ６０５－４、Ｋ６４５、Ｋ６７５の５、Ｋ６７７－２の１、Ｋ６９７－５、Ｋ６９７－７及びＫ８０１の１に掲げる手術に当たって、区分番号Ｌ００８に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が８時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として7,500点を所定点数に加算する。
Ｌ０１０　麻酔管理料(Ⅱ)
1　硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合　100点
2　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合　300点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合に算定する。
第２節　神経ブロック料
区分
Ｌ１００　神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）
1　トータルスパイナルブロック、三叉神経半月神経節ブロック、胸部交感神経節ブロック、腹腔神経叢ブロック、頸・胸部硬膜外ブロック、神経根ブロック、下腸間膜動脈神経叢ブロック、上下腹神経叢ブロック　1,500点
2　眼神経ブロック、上顎神経ブロック、下顎神経ブロック、舌咽神経ブロック、蝶形口蓋神経節ブロック、腰部硬膜外ブロック　800点
3　腰部交感神経節ブロック、くも膜下脊髄神経ブロック、ヒッチコック療法、腰神経叢ブロック　570点
4　眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合　400点
5　星状神経節ブロック、仙骨部硬膜外ブロック、顔面神経ブロック　340点
6　腕神経叢ブロック、おとがい神経ブロック、舌神経ブロック、迷走神経ブロック、副神経ブロック、横隔神経ブロック、深頸神経叢ブロック、眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロック、浅頸神経叢ブロック、肩甲背神経ブロック、肩甲上神経ブロック、外側大腿皮神経ブロック、閉